

議員提出第二号議案

地方自治法第百条の二の規定に基づく専門的知見の活用について

標記の議案を次の理由により提出する。

理 由

福岡県議会における金銭授受問題に関して客観的かつ公正な立場から調査等を実施するに当たり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条の二の規定に基づき専門的知見を活用するため

令和八年八月十七日

提出者 福岡県議会議員

渡	板	江	原	大	新	新	壹	柊	大
辺	橋	頭	中	田	井	開	岐	島	塚
勝		祥	誠	京	富	昌	和	徳	絹
将	聡	一	志	子	美	彦	郎	博	子

福岡県議会議長 藏内 勇 夫 殿

地方自治法第百条の二の規定に基づく専門的知見の活用について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条の二の規定に基づき、次のように専門的知見を活用するものとする。

一 調査事項

福岡県議会における金銭授受問題に関して客観的かつ公正な立場から実施する次の事項

- 〔一〕 調査方針及び調査項目等の決定
- 〔二〕 関係者へのヒアリングその他必要な調査の実施
- 〔三〕 調査結果を踏まえた事実関係の認定及び評価

- 〔四〕 金銭授受が認められた場合は原因の究明及び再発防止策の提案

- 〔五〕 調査報告書のとりまとめ

二 調査期間

調査の委託に係る契約の効力発生の日から令和九年三月三十一日まで

- 三 調査を委託する者 福岡県弁護士会が推薦する弁護士等理由

福岡県議会における金銭授受問題に関して客観的かつ公正な立場から調査等を実施するに当たり、地方自治法第百条の二の規定に基づき専門的知見を活用するため、県議会の議決を求めるものである。